

第3回生活環境保全のための新たな対応策検討会議 会議録

日時:令和4年8月3日(水)

◆会議出席者

<委員>

座長 砂田 英司	山梨県環境・エネルギー部 次長
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
大久保 勝徳	一般社団法人 山梨県建設業協会 専務理事
輿水 佳哉	公益社団法人 山梨県畜産協会 専務理事
反田 成樹	一般社団法人 山梨県産業資源循環協会 会長
知見寺 好幸	山梨県中小企業団体中央会 事務局長
平松 晋也	信州大学学術研究院農学系 教授
藤田 正実	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長
宮脇 健太郎	明星大学理工学部 教授
山本 新二	山梨県砂利組合連合会 事務局長
依田 健人	一般社団法人 山梨県農業会議 事務局長
若生 直志	山梨大学生命環境学部 助教

(敬称略、座長以下50音順)

<事務局>

環境・エネルギー部 大気水質保全課

◆次第

1 開 会

2 議 事

(1) 廃棄物等に係る課題の整理について

3 閉 会

◆資料

資料1：廃棄物等に係る課題の整理について

◆参考資料

参考資料1：生活環境保全のための新たな対応策検討会議開催要綱

参考資料2：委員名簿

参考資料3：廃棄物の基礎情報等

参考資料4：第2回検討会議資料(抜粋)

◆内容

1 開 会

(司会)

定刻となりましたので、ただ今より、第3回「生活環境保全のための新たな対応策検討会

議」を開催いたします。

私は本日の進行を務めます、大気水質保全課総括課長補佐の佐藤です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、対面とウェブのハイブリッドの会議形式をとらせていただいております。会場に出席の委員は、マイクを通して発言いただき、発言後はマイクをオフにしてください。また、ウェブで御参加の委員の皆様方は、ハウリング防止のため、御発言する場合以外は、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に、会議、会議録並びに会議資料の公開等について申し上げます。

まず、本日の会議は、事前に御案内いたしましたとおり、公開とさせていただきます。

会議録につきましては、委員の皆様方に御確認をいただいた後に、公表することを予定しております。

また、本日の資料は、事前に配布させていただいておりますが、次第、資料1、参考資料1～4となります。

こちらにつきましても、検討会終了後に公開することとしております。

本検討会議の座長につきましては、要綱第4条第2項の規定により、環境・エネルギー部次長が当たることとなっております。

それでは、砂田次長、お願いいたします。

(座長)

皆さん、改めましてこんにちは。環境エネルギー部の砂田でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また大変お暑い中、会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議はこの検討会が対象としております、性格の違う土砂と廃棄物等を分けまして、特に廃棄等につきまして、その取り扱い上の課題や、その原因・背景、さらにそれを対処していくにはどうしたらいいかという対処方針等の考え方について、主に御議論していただきたいと思っております。

なお、土砂関係につきましては、また次回の検討会で議論させてしていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、ぜひ忌憚のない御意見をたくさん賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思います。

まず、事務局より説明をお願いします。時間も限られておりますので説明の方は、端的にお願いしたいと思います。

(事務局)

環境整備課産業廃棄物担当の野中と申します。

まず、参考資料3について説明させていただきます。

参考資料3は前回の会議で頂いた御意見を踏まえて廃棄物に関する情報を整理した表及び再生利用等の状況のグラフを作成したものです。

1 ページ目の廃棄物の基礎情報について説明させていただきます。

この表は前回の会議で頂いた御意見を踏まえて、対象廃棄物毎に年間の発生量、処分費用、再生利用の用途を一覧表にしたものです。

年間の発生量については、御意見により重量に加えて容量に換算した数値を記載しました。

なお、無機性汚泥、有機性汚泥については発生場所で減量等を行った後の量を発生量としています。

重量と容量の差が大きい廃棄物は文字を赤く着色いたしました。木くずと廃プラスチック類は単位当たりの重量が軽いため重量に比べて容量が大きくなっています。がれき類は反対に単位当たりの重量が重いことから重量に比べて容量が小さくなっています。

次に処分費用ですが、廃棄物の処分費用はその性状や発生量、処理業者や処分方法によって大きく異なり標準的な費用を示すことが出来ないことから、参考として、公益社団法人全国産業資源循環連合会 関東地域協議会発行の「建設産業廃棄物の委託処理をされる皆様へ」というリーフレットに掲載された、処分実態調査結果の山梨県平均値、山梨県に記載がないものについては近県の平均値を記載しました。

有機性汚泥、家畜ふん尿、動植物性残渣については、通常、建設産業廃棄物として排出されることがないことから、同パンフレットには記載がなかったため、空欄としてあります。

無機性汚泥、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くずは処分費用が高く、処分方法が容易で再生後の販売先も確保されているがれき類は処分費用が安価となっています。

次に2 ページ目の対象廃棄物の再生利用等の状況について説明させていただきます。

前回の会議で再生利用量から、どこが問題かを顕在化させた方が議論をしやすいとの御意見を頂きましたので、「令和元年度山梨県産業廃棄物実態調査」による、平成30年度の県内の対象廃棄物の再生利用率等のグラフを作成いたしました。

青色が再生利用率、オレンジ色が最終処分率、黄色が減量化率を示しています。

再生利用率は中間処理等により、再生土や堆肥、セメント、再生砕石になった割合を示しています。

最終処分率は、中間処理をした後、若しくはそのまま最終処分場で処分された割合を示しており、焼却された後の燃え殻も含んでいます。

減量化率は水分を多く含む汚泥や動植物性残さの事業場内での脱水や、中間処理施設での焼却や乾燥などにより減量化された割合です。

グラフの上から再生利用率が高い順に並べてあります。

がれき類は処分費用も安く、再生利用率も高いことがわかります。また、がれき類でもアスベストを含む物については、再生利用することが難しいため、最終処分されています。

しかし、このデータは適切に処理された廃棄物のものであり、事業者による大量保管や不適正処理された廃棄物は含まれていません。また、再生利用率についても、処分業者等で再生された時点の状況であり、その先の、実際に販売され、使用されたことまでを含むものではないため、再生利用率から問題となる対象廃棄物を明確にすることは出来ませんでした。

次に、参考資料4について説明させていただきます。

参考資料4は前回の会議資料の訂正です。無機性汚泥と有機性汚泥の発生量が誤っていたことから修正の資料を作成しました。

前回の資料で無機性汚泥の発生量を年間50万トン、減量後の排出量を年間5万トンとしていましたが、正しくは発生量が年間37万トン、搬出量は3.3万トンです。

有機汚泥については、前回の資料で発生量を年間37万トン、減量後の排出量を年間4万トンとしていましたが、正しくは発生量が年間50万トン、減量後搬出量が年間5.7万トンでした。

以上となります。よろしく申し上げます。

(事務局)

大気水質保全課長の中川です。どうぞよろしく申し上げます。

引き続き、資料1を説明させていただきます。

1ページを御覧下さい。

本日の議題となります「廃棄物等に係る課題の整理」に先立ちまして、これまで御検討いただきました内容を簡単にまとめております。

第1回の検討会議では、問題となる対象物の洗い出しを行いました。

その結果、汚泥などの「多量に発生する廃棄物」、「有価物か廃棄物かの判断が難しいもの」として、「堆肥原料などの廃棄物を処理したもの」と、「使用済みタイヤなどの使用済物品」があげられました。

第2回検討会議では、洗い出した対象物について、その「取扱状況」と「規制運用の状況」から、「大量保管のおそれがないものを除外」し、対応策を検討する対象物の絞り込みを行いました。

2ページを御覧下さい。

前回の会議において、委員の方々から、検討内容を表として整理した方が良いとの御意見を頂きましたことから、絞り込みを行った結果を、改めて整理いたしました。

併せて、重大事案化の内容を具体的に示した方がわかりやすいとの御意見も頂きましたことから、「大量保管による影響」として、整理いたしました。

前回の会議で、それぞれの対象物について検討頂いた結果、「家畜ふん尿」と「がれき類」については、発生から利用まで、切れ目ない規制と施策的な利用が創出されており、大量に保管されるおそれがないため、除外することといたしました。

なお、委員より、御意見をいただきました「混合廃棄物」については、処理が困難で、大量保管や不法投棄に繋がりがやすいこと、本県でも、過去に、行政代執行を行わざるを得ない事例が発生したことなどから、対象といたしております。

一方、家畜ふん尿につきましては、他県で、長年にわたり、家畜ふん尿をため込み、行政代執行に至ったケースがあり、行政間の連携が重要との御助言をいただいたことから、改めて、県内の畜産農家の現状を確認しましたが、ふん尿の処理が滞っている農家はなく、堆肥として適切に活用されている状況であり、同様の事例が本県で発生する可能性は、極めて低い状況にあることから、対象から外すことと致しました。

このように、廃棄物処理法以外の規制・運用があることにより、検討対象から除外した対象物については、万一、問題が発生した場合も、早期発見、対応できるよう、引き続き、庁内連携を図って参ります。

以上、家畜ふん尿、がれき類を除いた対象物については、それぞれの要因により大量保管となるおそれがあるため、対応策を検討していくことと致します。

3ページを御覧ください。

表に示しました①から③の3つが、本日、課題を検討して頂く対象となります。

対象物は、先ほど説明させていただいたとおり、絞り込んだものとなっております。対象行為は、対象物の絞り込みの際に、明らかとなった大量保管につながる行為を整理しています。

①は、多量に発生する廃棄物を、排出事業者が、事業場外へ移動し、保管する行為です。事業活動に伴って発生する濁水を処理することで発生する汚泥は、産業廃棄物ですが、それを事業場から河川区域に持ち出し、不法投棄する事案が発生しました。

②は、堆肥原料のように、廃棄物を処理したものを、処理業者や利用者が、移動、保管する行為です。北杜市において、堆肥原料と称する産業廃棄物を大量に保管し、行政代執行に至った事案が発生しました。

③は、使用済みタイヤなどの使用済み物品について、回収業者が保管する行為です。

自動車から取り外されたタイヤの多くは、廃棄物として適正処理されておりますが、一部、中古品などとして有価で取引される使用済みタイヤがあります。こういった使用済みタイヤが、経年劣化や、市場変動により、大量保管に繋がったケースが本県でもありまし

た。

今回の会議では、これら①から③に係る課題の整理を議題として検討をお願いすることとなります。

4ページを御覧ください。

まず、①の排出事業者による廃棄物の事業場外への移動・保管について、課題を整理致しました。課題として3つが挙げられます。次ページ以降で、詳細に説明していきます。

5ページを御覧ください。

1つ目の課題は、移動や保管を把握する仕組みがないことです。

廃棄物の保管に関しては、廃棄物処理法で、飛散や流出の防止措置を講ずることなどの基準が定められています。

また、廃棄物は処理の見込みがない場合、発生場所から移動することはできず、別の場所に移動した後は、保管できる量に上限があります。

廃棄物の処理を他人に委託する場合には、許可業者に委託する必要があり、県は、許可時に廃棄物の処理に伴う保管場所を把握することや、マニフェストなどにより、その移動や保管の状況を確認することができます。

しかし、排出事業者が、自ら廃棄物を事業場外に移動して保管する場合は、許可などがいらぬため、保管場所の届出が必要となる建設廃棄物を除き、行政は、その移動や保管場所を把握することができません。

このように、廃棄物処理法で保管に係る基準が定められていたり、処理の見込みのない移動を禁止したりしていても、行政が把握できない移動や、保管場所において、問題が起きるおそれがあります。

なお、委員より御助言を頂きました多量排出事業者に係る報告の活用ですが、本県は、年500トン以上の廃棄物を排出する事業者まで対象を拡大しておりますが、例えば、川砂利製造業者で、令和3年度に報告書の提出があったのは1事業者のみであり、当該報告書からは把握が困難な状況でした。

6ページを御覧ください。

2つ目の課題は、廃棄物の処理が進まないことです。

砂利洗浄汚泥などの無機性汚泥は、年間約3万トン発生しております。

産業廃棄物の処理責任は、排出事業者にあり、排出事業者は、事業活動におけるコストとして廃棄物処理に係る費用を見込んで、事業を行わなければなりません。

しかし、最終処分にかかる費用は高額である上、比較的安価である再生処理は、処理したものの利用先が限られております。

事業者は、再生処理するために、場内に廃棄物を保管しますが、利用先が限られるため、処理が進みません。

このようなことから、業界の取り組みに、行政が支援をして欲しいという御意見が、前

回の会議でありました。

7ページを御覧下さい。

3つめの課題は、隠ぺいなどが行われやすい点です。

廃棄物は、処理に費用がかかる一方、処理しても利益を生み出さないため、ぞんざいに扱われ、不適正な処理が行われやすいものです。

第1回検討会で紹介した事例2では、事業者は事業で発生した無機性汚泥を、場内で保管しきれずに事業場外へ持ち出し、人目につかない河川に投棄した事案でした。

以上が、排出事業者の事業場外への移動・保管に係る3つの課題です。

8ページを御覧下さい。

次は、②の処理業者や利用者等による移動・保管について、課題を整理しました。課題として4つがあげられます。次ページ以降で、詳細に説明していきます。

9ページを御覧下さい。

1つ目の課題は、移動や保管を把握する仕組みがないことです。

堆肥原料などの廃棄物を処理したものは、不適切な保管によって汚水や悪臭の発生など、環境への影響を生じるおそれがあります。

しかし、図のように、中間処理された処理後物は有価物として、廃棄物処理法の許可などがなくても取り扱うことができます。

10ページを御覧下さい。

2つめの課題は、有価物となった処理後物が不適切な取り扱いがなされた場合、廃棄物と同様、環境への影響が生ずるおそれがあるにも関わらず、保管などの基準がないということです。

堆肥原料など、廃棄物の処理後物は、廃棄物処理法の適用を受なくなると、廃棄物の場合に適用される、囲いの設置や、汚水が事業場外へ流れ出さないように保管することなどといった基準が適用されず、不適切な保管につながる場合があります。

11ページを御覧下さい。

3つめの課題は、行政権限がないことです。

廃棄物の場合、その不適切な保管には、状況を改善するための命令等を発出する権限を有していますが、有価物の場合には、行政に、そういった権限はありません。

行政指導はお願いであり、不適正な行為を、根拠を持って改善させる権限がありません。

12ページを御覧下さい。

4つめの課題は、隠ぺいなどが行われやすいということです。

廃棄物処理法の厳しい規制を逃れるため、実際には価値のないものであっても、「廃棄物には当たらない」、「有価物だ」と主張されることがあります。

廃棄物かどうかは、単に有害か否かだけでなく、性状、排出状況、取り扱い状況、価値

の有無、占有者の意思の、5つの要素を、総合的に勘案して判断します。

堆肥原料など、一度処理されたものは、有価物と主張されると廃棄物と認定することは難しく、第1回目の検討会議で紹介した、北杜市の行政代執行事案は、まさに、廃棄物と判断できるまでに時間を要した間に、多量の廃棄物が持ち込まれました。

以上が、処理業者や利用者等による移動・保管に係る4つの課題です。

13ページを御覧下さい。

次は、③の回収業者による保管・処理について、課題を整理しました。課題として4つがあげられます。次ページ以降で、詳細に説明していきます。

14ページを御覧下さい。

まず1つめの課題は、移動・保管を把握する仕組みがないということです。

不要となったタイヤでも、その状態によっては、中古品としての価値を持つ物があります。

不要となったプラスチックにしても、工場から排出されるプラスチックは、単一素材でまとまった量が排出されることから、売却できるものも多くあります。

金属くずは、金属自体に価値があることから、油が付着していたり、分離すると廃棄物となるものが付着していたりしても、総体として価値があると、買い取られます。

この廃棄物ではない、使用済物品のうち、家電製品の一部は、有害使用済機器として廃棄物処理法の適用を受けますが、それ以外は適用を受けず、行政が移動や保管、ヤード内での処理を把握する仕組みがありません。

15ページを御覧下さい。

こちらが、廃棄物処理法の適用を受ける「有害使用済機器」です。家電リサイクル法の対象となっているテレビなどの4品目と、小型家電リサイクル法の対象となっているドライヤーなどの28品目の、合わせて32品目が対象となります。ここにはないものは、対象外となります。

16ページを御覧下さい。

2つめの課題は、保管の基準がないことです。

先ほどと関連しますが、有害使用済機器以外の使用済物品は、廃棄物処理法の適用を受けず、そのほかにも保管について規制する法律等はないため、不適切な保管につながる場合があります。

不要品回収業者などが回収する、使用済物品が収集されたヤードでは、騒音や水質汚濁などの環境への影響が生じる場合があり、苦情などをきっかけに、行政が把握するケースもあります。

17ページを御覧下さい。

こちらは、有害使用済機器の保管に係る基準です。

廃棄物の保管に係る基準と同様、飛散や崩落などの防止、油などの流出防止を講ずるた

めの設備に加え、火災や延焼防止のための基準があるという特徴があります。

18ページを御覧下さい。

3つめの課題は、行政権限がないということです。

有害使用済機器の場合には、廃棄物処理法で、廃棄物と同様の行政権限がありますが、それ以外の場合には、不適切な保管について、根拠をもって改善させる権限が行政にはありません。

19ページを御覧下さい。

4つめの課題は、隠ぺいなどが行われやすいということです。

使用済み物品は、有価物として収集されていますが、価値のある金属だけを抜き取った後に、いらなくなったものを不法投棄するなどといった事例が確認されています。

さらに、ヤードは、事業場が鉄板などで囲われ、事業場内が見えないことから、中で何が行われているのかわからず、住民の漠然とした不安を招くということもあります。

以上が、回収業者による保管・処理に係る4つの課題です。

20ページを御覧下さい。

①から③の3つの行為について、それぞれ課題を整理して参りましたが、その中には共通の課題もあります。

共通の課題をまとめると、5つになります。

課題の欄の①から③の数字は、3つに区分した対象の番号です。

これらの課題への対応策の方向性として、5つが挙げられます。

早期に移動・保管を把握する仕組みの創設、基準の設定、行政権限の規定、抑止力の設定、監視の強化です。

この5つの対応策については、次回の会議で具体的な方策を検討していきたいと考えております。

21ページを御覧下さい。

今回の検討会で委員の皆様にご意見を伺いたい点を整理しました。

1つ目は、対応策を検討する①から③の3つの対象行為において抽出した課題は妥当であるか、また、他に検討すべき課題はあるかという点です。

課題がしっかりと整理できないと、必要な対応策を検討できません。

2つ目は、課題に対する対応策の方向性を5つ挙げましたが、この対応策の方向性は妥当であるか、また、他に検討すべきことはあるかという点です。

最後3つ目は、対応策を具体化する際に、留意する点についてです。

2つ目と3つ目について頂いた意見を参考に、次回、会議の資料作成を進めて参ります。

説明は、以上となりますが、よろしくお願いいたします。

(座長)

ありがとうございました。

事務局より、前回絞り込みを行った廃棄物等について、課題の説明がありました。

また、課題に併せて対応策の方向性についても説明がありました。

その上で、事務局から、委員の皆様方に、特に意見を伺いたい点についてお願いがございました。

ただ今の事務局の説明について、何か御質問がありますでしょうか。

御質問のある方は、挙手をお願いします。ウェブ参加の方は、チームズの挙手機能を使ってお知らせください。

こちらから指名しますので、ミュート解除後、お名前を述べてから、御発言をお願いします。

(委員)

資料の最後の「対応策の方向性」という所で、これは今後の検討ということでしたが、課題の(5)番の廃棄物の処理が進まないということに対する矢印の先(対応策の方向性)に「抑止力の設定」とありますが、この「抑止力」というのは、具体的に何かあるのでしょうか。

(事務局)

具体的な検討につきましては、次回以降の検討会の方でさせていただき予定でございます。これは方向性ということで記載させていただいております。以上です。

(座長)

その他に御質問ございますでしょうか。

(委員)

今説明のあった20ページのフローチャートのような方向性のことですが、内容が重複しているように見えます。結局のところ、基準をうまく作って、行政権限を持たせれば、抑止力の設定も可能になるし、監視の強化もできるということで、同じような内容が書かれているように思います。この辺のお考えをお聞かせ願いたいです。

(事務局)

御意見ありがとうございます。委員がおっしゃるように、確かに重なっているようなことが書かれているというのはそういったことなのかなと思います。早期に把握する仕組みがあって、基準があって、行政権限があれば、抑止力を設定して、監査の強化にもなると

いうのは確かに委員のおっしゃるとおりのことだと思いますが、上段がなくても、別の意味で、例えば業界の努力であるとか、自主的な取り組みであるとか、あとはいろんな方に御協力いただきながら、監視の目を光らせる。前回の検討会議の中でも委員の方から、広い目でみんなで悪いことすると、損になるというような、そういった気持ちが働くような仕組みがあるといいですねというようなことも言っていただいたので、必ずしも例えば基準があってそれを守らなかったからというだけではない方向もあるとしたら検討していきたいと考えております。

(委員)

わかりました。この点については今後さらに検討されていくのでしょうから、より具現化してくるのかなと思います。

あと一点だけ教えてください。有価物が廃棄物の中に含まれていたら、廃棄物処理法の適用外ということだったと思います。それはわかりますが、それを抜き取った後から規制をかけることはできないのでしょうか。これは山梨県だけではできないと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

有価物を抜き取る前にも、この全体は有価物ですよとやるから、そういう問題が出てくるのですよね。だから有価物を抜き取った後で、これは廃棄物、これは有価物というふうに分ければ、かなり問題はすっきりする気がするのですが、そういうことは不可能なのですか。

(事務局)

廃棄物か、有価物という判断になりますが、12ページのところで総合判断説ということで、廃棄物該当性の判断について触れさせていただきましたけれども、そのものが分離されずに一体として排出されるものについては、総体として、それが廃棄物なのか有価物なのかということ判断するような形になってきます。委員がおっしゃるように、例えばそれを破碎して、そこから金属を取り出して、残ったプラスチックくずだとか木くず、そういったものはもう価値がないから、廃棄物ということで、分離された、有価物を抜き取った後の価値のないものは、その時点で廃棄物ということで廃棄物処理法が適用になっていくと思いますが、発生の段階では、容易に分けることができない状況で排出されているものについては、総体として価値があるかないかという判断になっていくので、少し難しいという現実が現場の方ではございます。

(委員)

なるほど。それを解決しないと、いつまでもこの問題は続きますよね。全体的な廃棄物量もかなり多くなっているのだろうと思うので、その辺は今後の課題となるのかなと思います。

ます。これは山梨県だけの問題ではなく、国にプッシュしないと駄目なのかなと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございました。その他の質問がございます委員の方、いらっしゃいますか。次の委員様よろしくお願いします。

(委員)

今のお話にもおそらく関係してくるのだと思うのですが、その廃棄物の認定ということについて初回のこの会議でも、少しお話したことはあるのですが、例えば、北杜市のこの前の事例ですと、有価物だということと言い張られてしまって、廃棄物処理法上の対応がかなり遅れてしまったということだったと思うのですが、総合的に判断ということになりますので、有価物だと言い張られただけでそれは廃棄物ではないということにはならない。他に性状ですとか、保管状況とかも踏まえた上で廃棄物処理法上の廃棄物に該当するかということ判断することになると思いますが、それはやはり難しいのですかね。有価物だと言い張られたら、もうその一点でもって、これはやはり廃棄物ではないというふうになるのでしょうか。

(事務局)

確かに、事業者さんの方が廃棄物ではなくて有価物だということを言われることがあって、当然私たちもそれだけでは、事業者さんの主張を認めて、廃棄物ではないということは決していたしておりません。

総合判断説の中で、その性状等、そういったものと照らし合わせて、複数の要素から見て、有価物か廃棄物かを判断しているので、相手の主張だけではないのですが、やはり相手が偽りのある主張をしてくる部分もあるので、そこを見抜いて総合的に廃棄物だということを、直ちに、断定することができないという、少し苦しいところがあるというのが現場の声です。

(委員)

はい。わかりました。

(座長)

やはり判断するのに時間がかかり、その間に積み上がってしまうというのが前回の例だと思います。その他に御質問ある方ございますか。

(委員)

今、総合判断説という話がありましたが、ここで細かくこの五つに沿って判断をしていくという形で、ここに行政として権限がないという、文言が結構出てきているのですが、他に対しての権限がないと記載されているのですけれども、本来、その総合判断説からすると、保管方法が適切か、また短期間で、性状が変わらない状態で搬出されているかとか。または、定期的に搬出されて、しっかりと品質も管理されているのか。また、価値の有無ですね。これは利用価値が認められて市場でしっかりと整理がなされているのか。また、通常取り扱いとして、しっかり処理費用をもらって事業として成り立っているのか。また、占有者がそれを有価物だと思っているか。その五つの判断で有価物なのか、廃棄物なのかという判断されると思いますが、やはりその中にはその保管が適切であるかとか、しっかりと需要ができているのか。その廃棄物をちゃんと有価として買って、有価として売れているのか。あと、処理費をいただいて、それが循環しているのかということ判断できれば、これは有価物か廃棄物という判断はすぐにできると思います。総合判断説の部分のしっかりともっと強化していくのが、大事ではないのかなと思います。実際、現場に行って判断する方は、本当にその部分は一番嫌な部分だと思いますが、ここが一番大事であって、これを早く判断することによって、後々の大きな被害を防げるのではないのかなというふうには私は感じます。以上です。

(事務局)

はい。ありがとうございます。貴重な御意見、本当に身にしみえます。ありがとうございます。

現場でも、この五つの判断要素に沿って、きちんと根拠に基づく判断をさせていただいて、必要な対応をとっていくという形でやっておりますので、中にはやはり嘘偽りみたいなものを述べられてしまうと、それを覆すのに時間がかかってしまうというような状況もあるので、嘘を見抜けるような行政職員の目や知識を備えるということは必要だと思います。

もちろん廃棄物処理法であれば廃棄物の疑いがあれば、立入検査もできたりしますが、やはり限られた範囲しかできないというところもございますので、廃棄物と認定するまでの間に何か、もう少し、私どもにもできることがあればそれが一つの対応策になっていくのかなというふうには考えております。ありがとうございます。

(座長)

次の委員様よろしく申し上げます。

(委員)

先ほど、冒頭に質問された方と全く同じ疑問でしたので、私の方の質問は結構です。

(座長)

次の委員様お願いいたします。

(委員)

一点、シートの13以降のところ、回収業者さんによる保管処理という課題のところ、昔は有害使用済機器というのが、法令で設定されていなかったもので、他県では通称ヤード条例等そのようなものが設定されて、管理をするというふうになったのですが、現在、結構使用済機器でも、メジャーなものは、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の品目でそれなりに設定されてきていると思うのですが、その枠組みに入らないもので特に山梨県で、問題が生じそうな物品は結構あるのでしょうか。例えば、金属系の話ですと、オフィスのスチールデスクの古いものや、ロッカー、そういう金属のくずも、もちろん使用済物品で出てくると思うのですが、どういう物品が対象になりそうか。特に過去問題が非常に大きかったものは、有害使用済機器に入ったというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

金属くず以外で過去に山梨県で問題となったのは、今は少なくなりましたが、木くずであるとか、あと使用済みのタイヤです。その辺が多かったです。あと、金属類を扱っている業者さんの中で、有害使用済機器を扱っているということで、行政が把握している事業者さんよりも、そういったものを扱っておらず、または規定の規模未満で、届出がない事業者さんの方が山梨県ではまだ多い状況でございます。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。了解です。

(座長)

質問がなければ、御意見の方に移らせていただきたいのですが、大丈夫でしょうか。

続きまして、これまでの質問を受けまして、最後に事務局の方から御意見を伺いたい点ということで、三点話をさせていただきました。この点を含めまして委員の皆様の方からぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。御意見ある方、挙手の方をお願いします。

(委員)

大変整理されていて、具体的にどういうことが問題になるのかということも含めまして、非常によくわかるようになりました。

私から申し上げたいのは、先ほど他の委員さんからもいろいろとあった話なのですが、いっそコペルニクス的に発想転換してみたいかと思えます。

どういうことかというところ、20ページのところの対応策の方向性というところで、対応策で移動、保管を把握とか、基準設定とか、行政権限の規定、抑止力の設定、監視の強化は確かに重複しているものも多いのですが、これは要するに廃棄物処理法のような規制を、今問題となっているような事例にも及ぼしたいという話ですよ。

例えば堆肥原料を溜め込んでいる人間に対して、廃棄物処理法の規制を及ぼしたいと言ったときに、いやこれは廃棄物ではない、有価物だと。だから廃棄物処理法の対象外だと言われるために、扱いに困るという話ですよ。

廃棄物というのは確かに「不要なもの」、「要らないもの」を指します。なぜ廃棄物に規制が必要なのかというと、不要物は管理がずさんになって、その周辺に、悪臭とか、汚水といった形で、周囲に危険や迷惑をもたらすから規制が必要だというのが、そもそもの出発点ですよ。

しかし、ここで問題になっているのは、堆肥原料の未処理だとか、未分別だとか、様々な理由で、完全に「不要になっている」とは言い難いものです。不要物とは言い切れないものが、周囲に危険や迷惑をもたらしているというのが、ここでは問題なわけです。

ここでコペルニクス的な発想の転換というのは、どういうことかというところ、何にも規制が必要な対象物は、廃棄物に限ったことではないという話です。有価物であっても、つまりまだ財産的な価値、市場交換価値か市場価格があるものであっても、周辺に危険、迷惑をもたらすものは、規制が必要だということなのです。

つまり、廃棄物処理法の規制と同じような規制を、廃棄物でないものに対しても、横出し規制として及ぼすというのが、一番抜本的な対応になるかと思えます。

ただし、これは規制を広げることになるので、実効性確保のための条例の制定が必要になると思えます。罰則を科すとか命令を出すとかといった形において、条例が必要になると思えます。

まとめると、廃棄物処理法と同じような規制を、例えば、ふん尿等で、まだ財産的価値がある、財産的価値がある、いつか財産的価値があるかもしれないから、とっておいているというようなものに対しても、及ぼすような規制を作れば、問題は抜本的に解決するということです。

世の中には、財産的価値がある、つまり、廃棄物ではないものについても、その性状等に鑑みて、規制が及んでいるものはたくさんあります。一番わかりやすいのは、例えば、放射性物質と核燃料とか、あとは爆発物なんかもそうですよね。世の中には財産的価値が認められても、その性質に鑑みて、臭くてしょうがないとか、うるさくてしょうがないと

いうものには、それ相応に規制がかかっているわけですから、その方向性でやることも検討してみてもいいでしょうか。

この場合、最終的には知事が指定したものというような形になると思いますが、その対象物をどういうふうに拾い上げていくか、ピックアップしていくかということが難しくなってくると思いますが、法規制自体は十分に可能です。なぜかと言えば、臭いからとか、うるさいからとか、汚水が生じるからといった形で公共の福祉に反するからです。いわゆる、条例による横出し規制というものです。

ただし、他の県や国で、財産的価値があるかないかにかかわらず、規制をしている事例が本当にないのか、そこら辺はよくわかりません。例えば、堆肥など、その辺りの規制を調べてくださるといいかと思いました。私からは以上です。

(事務局)

ありがとうございます。資料3ページで、今回、対象物として①から③の三つを挙げさせていただいたのですが、委員からお話があった廃棄物には当たらないけれども、何らかの支障が出てきてしまう恐れのあるものが、②と③です。

これは廃棄物を除くという形で、それでも、先ほどの回収業者による保管や処理などで、例えば、もし油が事業場から流れれば、河川を汚濁してしまうとか、金属くずを積み込んだり、破碎したりするのに、機械や重機を使えば、うるさいとか、有価物であっても、確かに生活環境への影響があるものがあります。

それが一つ前の資料2ページ目の一覧表で表したように、水質への影響とか、悪臭とか、火災の発生の恐れとか、騒音とか、そういったものが出てきてしまうというものが、廃棄物だけでなく、廃棄物とグレーなところとか、有価物であっても、発生する恐れがあるということです。

まさしく委員御指摘のところを、私たちも問題としておりまして、それを今後どうしていくのかということになるのかなというふうに思います。

他県の状況ですが、今、統計立ててきちんと整理はしていませんけれども、他県の状況も確認をしているところですので、次回検討会ではそういった他県の例も踏まえて、県としてどういう対応策をとっていったらいいのかということ、検討していただけるような準備をしていきたいと考えております。

(座長)

その他に御意見ある委員の方。

(委員)

先ほどの意見に関連してですが、いろいろな廃棄物がある中で、先ほどから、課題にな

っている、問題を起こしている廃棄物というのは、意外と限られているのかなという印象があります。

その辺をまず念頭に置いて、12ページの総合的な判断ということで、例えば、もしかしたら所管されているところであれば、それぞれの、廃棄物の種類によって、判断基準があるのかもしれませんが、多分あるのだろうとは思いますが。

おそらく、全般的な見方として、五つほどの要素を加味して判断するというお話だったのですが、先ほど言いましたように限られているものが、いろんな問題を起こしているところにももう少し着目して、先ほどのお話の中でどの段階で廃棄物から、有価物に変わるのかというところの、転換の部分で、まず廃棄物処理法の対象となったものについて、どの段階で、有価物と判断するかと。先ほどの堆肥の話だと、そこでそれを運んで、あるところで、おがくずなどと混ぜる。混ぜた段階で相手の方は、これはもう廃棄物ではないと。もう価値あるものですよと言っているのですが、それまでは廃棄物だったものが、廃棄物ではなくなると。そこに非常にいろいろな行政の難しさがあるということであれば、先ほどのお話のとおり、一度廃棄物になったものが、廃棄物ではなくなる、その転換点ですかね。そこをもう少しはっきり、廃棄物の個々の廃棄物に対して、問題があるものに限って、基準的なものを作って、それを条例化といいますかですね、何らかの形で位置づける。そういうことをやらないと、なかなか行政の方も難しいと思うのですね。その間に時間たてば経つほど、それがまた問題化するということだと思いますので、いくつかの問題を起こしている廃棄物に対しては、もう少し明確なルールを作った方がいいかなというふうに思います。以上です。

(座長)

ありがとうございます。

(事務局)

御意見ありがとうございます。次回、対応策を検討していく上で、今委員がおっしゃるようなことも少し整理をしていきたいと思っております。対象物は、資料の2ページの方に挙げさせていただいています。がれきは破碎して、一定の大きさにして、土木資材としてのJISの基準があるのかなと思いますが、そういった明確な基準があれば、それに合致しているか否かということで判断ができると思います。それ以外のものにはなかなか、基準があるとは、承知していませんが、本当はそういったものさし、明確なものがあればいいなとは思っています。

けれども、やはり市場価値というのは変動があったり、需要と供給のバランスが崩れたりすると、そこで昨日まで有価物だったものが、そうでなくなるという場合もあったりすると考えているので、今いただいた御指摘を踏まえて、いろいろと情報を収集する中で、

可能な点があるのかどうなのかということも、検討していきたいと思います。ありがとうございました。

(座長)

その他に御意見ある方、お願いします。

(委員)

こういった関係については素人なので、極めて幼稚な意見かもしれないですが、御容赦ください。

法の間隙をつくらないような、独自の基準づくりをしていいのではないかと思います。それで、要は有価物だと言っても、もともとは廃棄物出身だということなので、その辺が、廃棄物出身だから、有価物だというふうに言い張ったとしても、有価物になる前は廃棄物じゃないですか。その辺の解釈というのは、うまくできないのかなというふうに思います。

それで、有価物になって初めて廃棄物と有価物に分けられるから、有価物になる直前までは、廃棄物扱いという考えはできないのかなというふうに思うのと、あともう一つ、そういうものをずっと放置されていると、においが臭いとか、水質が汚染されるとかいう話になるじゃないですか。だから環境系の法令を適用するなどの措置はできないのでしょうか。要は、適用が可能と考えられるありとあらゆる法律で挟み込んでしまって、法の間隙をつくらないという方策で、ある程度解決できるのではないかと思います。

そういう意味でも、山梨県だけ一生懸命頑張っているだけでは駄目で、47都道府県、同じように皆さん悩んでいると思います。その辺を情報交換して、この県ではこういう考えでうまくいっているとか、そういう事例を、次回以降、報告、提示していただきたいと思います。各都道府県のいいところ取りをすればよいと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

(事務局)

はい、ありがとうございました。他県の状況とかも、情報を集めながら、次回検討会までに、まとめられることをまとめて整理していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(座長)

次の委員様、よろしくお願いします。

(委員)

まず、資料の中で、処理業者に関わるところというのは、山梨県さんも意外と手をつけやすいところかなという中で、まずお話をさせていただきます。中間処理をされたという、これは9ページに、移動・保管を把握する仕組みがないという中で、中間処理で、処理をしたら、基本的に有価物ですよという話に整理されているかと思うのですが、中間処理をしても、それが完了して有価物として適正に市場価値があって、搬出されるというところが確認できるまでは、廃棄物だという認定をすることもできるのではないかと思います。他の自治体さんでそういう判断をされているということを知ったことがありますので、そういう整理も一つあるのかと思います。

その次の保管等の基準がないという、10ページの方では、処理業者による保管であれば、事業地外に保管する場合は、積替え保管と整理している自治体さんもあるということなので、その辺も、今、他の委員さんから出ているような他県との情報共有とかで、いろいろ情報集められて、一番やりやすい方法を見つけていただければいいのかなというふうにも感じております。

10ページの方で、行政権限がないということですが、先程来、話に出ています。有価物であっても、生活環境等に影響を及ぼすようなものについては、処理が完了していない、有価物になっていないのではないかと判断、どなたかの委員の中で品質が安定しているというような言葉も出たかと思うのですが、処理が完了して安定化しているようなものが有価物であって、それまでは廃棄物だという判断もしている自治体もあると聞きますので、そういうことも踏まえて、整理をされてはいかがかと感じました。

もう一つは、その他の、なかなか手が付けにくいところの中で、行政権限がないというお話が、結構出ているのですが、廃掃法の18条の報告徴収については、廃棄物の疑いがあるものについても報告徴収ができるということです。先程の、有害使用済機器以外で、有価物だけ抜き取って、後は廃棄物になるようなものを行っているところでも、まず、有価物で買い取ったという話があったとしても、廃棄物の疑いがあると感じられれば、一応18条の報告でどういうものをいくらで買い取って、どういう処理をして、じゃあ廃棄物になるものはないのかというようなものも、そういう業務を行っているところに、確認をするという方法も一つあるのではないかと思います。18条報告というのはもう、処理業者しかできないとか、廃棄物に関わるものしか駄目ということではなく、疑いがあるものに報告徴収できるのですから、そういう回収業者にも報告徴収ができるのではないかと。それで、それを突破口に、廃棄物があるのであれば、廃棄物の規制がかかりますよというような形で、どんどん突っ込んでいくということが一つできるのではないかと。うふうな感じがありました。

先程来出ています、総合判断説というのは、廃棄物によって、一つの廃棄物でも処理の

方法が違えば、なかなか判断が難しいというのと、自治体さんの事情ということで、2年から3年で、職員の方が異動されたりするので、ベテランの方がいらっしやっただとしてもなかなかそういう継承ができなくて、現地に入らなきゃいけないということで業者の言い分をなかなか覆せないということもあります。そこはもう、行政間の情報共有や、職員の方の知識の向上ということでの研修を受けていただくしかないかなというのがあります。逆有償をなかなか見抜けないというのはどこの自治体さんも結構聞いておられて、逆有償については、処理費をもらってれば、もう、当然処理ということなので廃棄物ですし、有償だということで買い取っていても、中には運搬費が、かかりますと言って、逆有償になっていたり、近年聞いている中では、1,000円ぐらいで買い取りますよと言って、でもいろいろと調整するのに3万円かかりますというのを平気で言っているような、業者がいるということも聞きますので、そういうところをしっかりと18条報告等で、調べ上げるしかないというふうに考えてはおります。

それを踏まえて、山梨県さんが、廃棄物として扱う部分については、今のようなことを進めていただくのと、他の委員の方での御指摘があるように、生活環境に影響があるようなものについては廃掃法以外でも、網をかけるとか他法令で合わせて隙間を埋めるということも有効だと思いますので、そういったことを、この検討会でまた詰めて、いただければいいのかなと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

(事務局)

貴重な意見ありがとうございました。廃棄物処理法の運用が都道府県によって違う点もあって、そういった研究をしながら、山梨県としても取り入れられるものは取り入れて、できる限り廃掃法という、強い法律がありますので、そこを上手く運用していくようにという御助言だと思います。これにつきましても、また状況等をよく教えていただきながら、整理をさせていただきたいと思います。

その他にも、確かに生活環境保全に関する法令として、音であれば騒音規制法とか、あと悪臭防止法とか、そういったものもあるので、廃棄物に、そういった公害関係の法令というのを、一緒に動かしていくというのはつきものなので、その運用の仕方とか、あと既存の法令を最大限活用しつつ、先ほども意見をいただきましたが、その廃棄物になる前のものについても、有償物であっても生活環境保全上の何か支障等が起こるものについては、同じように考えていくということ。両方からの規制というのですかね、何か仕組みを上手く活用していきながら、対応していったらいいのではないかというような、そのような話だと思いますので、また次回の検討会議に向けて検討を進めていきたいと思います。

ありがとうございます。

(座長)

はい、ありがとうございました。

次の委員様、よろしくお願いします。

(委員)

前回の委員会でもお話したのですが、排出事業者も処理事業者もほとんどは適正に処理をしていると思います。参考資料3にもあるように、再生利用状況もかなり高いということで、やはり問題は、悪意を持って法の網の目をくぐり抜けようとする事業者をどう厳しく取り締まっていくかということかと思っています。

その反面、規制の厳しさが適正に事業をしている人たちの業のハードル上げてしまうコストを上げてしまうとなると、また違法な行為を招く危険があるので、その線引きがとても難しいのだろうと思い、この委員会の検討に期待します。

対応策の方向性の中に、「移動保管を把握する仕組みない」「基準がない」「行政権限がない」等があり、廃掃法や県の条例を精査し、法の網の目から抜けているところを埋めていかなければならないと思います。

一つ気なるのは、「大量」といった基準が明らかではない一方で、基準を決めるとそれ以下でとして規制逃れが起こること出てくることも心配になります。

「大量」という事象とは異なりますが。一般家庭に金属処分のチラシなどが投げ込みで入ります。その中には「なんでも買い取ります」とあり、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の品目等も買い取るとありますが、その事業者が本当にリサイクル法に関連する免許を持っているのかは判断ができません。住民はリサイクル法の規制などについてはわからないで持っていくと、「買い取るけれども、別に処理料がかかります」とか言われ、結局、持ち帰れないのでお金を払うというようなことになる。

ですから、排出事業者や処理事業者の「大量」の問題も重要ですが、地域住民などにも適正処理についての啓蒙や理解度を上げ、違法な事業者には持ち込まないという取り組みも進めて行く必要があると思います。

方向性の中に、一般消費者や地域住民の啓蒙や理解度を上げていくというのを一つ入れといていただきたいと思います。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。正しい方向に、世の中の方が進んでいけるような、そういった啓発とか仕組みとか、何かそういったものがあればということだと思いますので、また、御意見いただいたことは次回検討会で整理して御説明できるように、検討を進めていき

と思います。ありがとうございます。

(座長)

では、次の委員様、よろしく申し上げます。

(委員)

今回の資料、前回のものに比べて非常によくまとめられていて、今日我々に意見をということで、抽出した課題は非常に、よくできているものだと思います。あまり、非常に細かなところは別としても、概ね問題ないというふうに考えていますので、他に検討というのは具体的な事例がなかなか、それ以上ない段階では増えてこないと思っていますので、現段階では、今回抽出した方が非常にいいのではないかなというふうに考えています。

あと、少し他の委員の方からもたくさん御意見が出ていたのですが、やはり私も同感なところもございまして、例えば肥料の堆積の事例でも、場合によっては、土壤汚染対策法などを使って汚染のおそれがあるのではないかと、知事が認定すれば、指令・指示などを出せる可能性もあるかなというふうに思いますので、他の法令等の丁寧な精査ということが必要かと思えますし、それは多分、県の中でも、例えば、全体から見ると近い部署かもしれませんが、土壤汚染をやられている部署と、また廃棄物をやっている部署が若干違ったりもするかもしれませんが、県庁の中で、連携をとられて、何かうまくやれる仕組みが、情報共有とかを瞬時に、例えば、現地に行く場合に関連しそうな部署の方も一緒に行っていただくとか、そういう形でいろいろな法令で縛れるものが見つからないかなというのは、何となく事前に用意しておく、廃棄物の部署の方が行ってヒアリングして、事業者さんがああだこうだといって、また持って帰って、どこに問題あるのかというようなところで、他の部署に連絡して、次に日程調整してとか、また大変かと思えますので、いくつか想定されるような事案について、県庁内で連携がとれるような事前の連絡網ではないですが、やっていただくというふうにはないかなというふうに思いました。

あと基準関係も、おっしゃるとおり、要するに廃棄物処理法にかからないので、まずは基準を作るかどうかというところもあるのですが、特に問題が起きそうな、過去、もうすでに起きているような内容に関するところは、丁寧に基準づくり、基準案ですが、そのようなものにしていただくといいのかなというのと、あと複数の委員からも意見が出ていましたが、廃棄物か廃棄物ではないかの、判断で非常に難しいというのは今までもあって、昔お手伝いしていたような西日本の事例でも、60万トンぐらい再生製品として出荷されて結局全部廃棄物認定されて、修復まで含めて、製造者が全部責任を負って大きな企業さんだったので、400億円かけて全部回収したというのをやったので、最終的にはどうかなっていますが、小さな事業者さんだと結局事故を起こしても行政で対応するしかなくなるので、今、やはりその総合的判断が難しいとはいえ、先ほどちょうど資料がいいなど

思ったのは、12ページ、5項目ぐらいで考えられるのではないかということを書かれていたので、想定されるような物品ごとに正式な基準と言わなくても、こういう項目をよく事前に検討しておくべきみたいなのを明文化しておけば、担当者の方変わっても、引き継ぎしやすいと思います。何となく経験上だけで、口頭で伝えていくというのはなかなか難しいと思った次第です。以上です。どうもありがとうございます。

(座長)

ありがとうございました。

(事務局)

御意見ありがとうございます。いただきました御意見の中で、廃棄物処理法とその他の公害関係の法令を所管している部署ですが、山梨県は小さい県ですので、現場の方の部署は同じところで、典型7公害も含めてやっておりますので、できるだけ担当は分かれているかもしれないですが、一つの事案に、最大限使える法律は何なのかとか、そういったことを考えながら、改めて業務をしっかりとっていく必要があるというふうに考えました。ありがとうございます。

また、その他のいただいた意見につきましても、またよく検討を中で進めていきまして、次回もう少し詳細のところを、委員の皆様方に御検討いただけるように、整理して参りたいと思います。ありがとうございます。

(座長)

他に御意見ございますでしょうか。

(委員)

はい。御意見いただきたい点のところ、対象の①②③は、おそらくこれ排出業者と、処理業者、また回収業者・運搬業者という形で、おそらく、分けていただいているのかなと思いますので、ただその対応策の方向性の部分で、先ほどから各委員さんの方で、いろんな法律を、絡めてというのがあったのですが、処理業者をやっている立場からすると、廃棄物処理法の網にすべてかかっているのではないのかなと思います。

その中で、基準値の設定と行政権限の規定、これは、おそらく今の廃掃法とダブる部分が出てくるのではないのかというのは、予想されます。全く、ここの基準の設定と、行政の権限というところを、行政の権限は先ほどもお話しさせていただきましたけれども、総合判断で十分まかなえる部分かなと、思っておりますし、ただ、今必要だと思うのは、一番上の、早期に移動の保管を把握する仕組み。そこがないのと、一番下の監視の強化。これはやはり大事だと思います。

それ以外のものに関しては廃掃法であったり、そういったもので、ほぼ網にかかるのではないのかなと思っていますので、もう一度その法律の部分を洗い出させていただいて、実際に必要なか必要でないのか。これは作ってもよろしいのですけれども、処理業者の立場からすると、同じことを言っているなというふうに多分なると思います。その部分をもう一度洗い直していただきたいと思います。

それ以外のことに関しては、特にはないですが、課題の（５）番、廃棄物の処理が進まない。これに対しての抑止力の設定。これは具体的に、罰金とかそういったものにするのか、どうするのかわからないですが、しっかりとちゃんと処理してくださいよという部分の対策をとると思いますが、その部分もしっかりやっていただきたい。

あと、先ほど皆さんが言っているように、有価物で買い取ってきてそれを破碎とかして、有価で売る物、残ったものは廃棄物になりますよ。その部分に関しては有価で買ってくるのですけれども、廃棄物として処理しなくてはいけないものに関しても、しっかりと、県の方に報告したりとか、またしっかりとマニフェストを出して処理をしていただくとか、そういった指導を回収業者にしていけるような、そんな仕組みづくりをしていただければと思います。以上です。

（事務局）

ありがとうございます。廃棄物処理法でカバーできる点、先ほども他の委員から御指摘いただきましたけれども、廃棄物の疑いがあれば廃棄物処理法の１８条報告が使えるので、そういったことを活用してというような意見もいただいています。当然、法がきちんと整備されているものはそれを使っていくということになりますので、今一度わかりやすく整理をさせていただく中で、本当に何が必要なのかということ、検討をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

（座長）

他にございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ではこの辺で御意見の方を打ち切りたいと思います。

本当に委員の皆様には、お忙しいところ御参加いただきまして、我々の御要望にお答えいただきまして様々な意見をいただきました。

規制に向けた大きな枠組みの考え方とか、ものによって特徴を見て基準をしっかりと立てるべきだとか、あとそれに関連しているかもしれませんが、悪意を持った業者、こういった方を対象にした場合に良心的な事業者に対することも考えて欲しいとか、最後の方で、既存法令との、住み分けとか、そういった様々なテクニク的なことも含めて御意見いただきました。

ここの御意見をもとに、次回以降、具体的な対応策の検討に入っていただきたいと思

ます。

また、次回は土砂の方になりますが、そのあと、また廃棄物についての具体的な対応策の方の検討をしていきたいと思えます。

本日は大変ありがとうございました。最後にその他としまして、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局の渡邊でございます。次回の検討会議について現在日程調整をさせていただいております。次回は土砂を主体に検討をお願いしたいと存じております。以上です。

(座長)

ありがとうございました。それでは皆様には円滑な議事進行につきまして、大変な御協力いただきまして誠にありがとうございます。これで議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

3 閉 会

(司会)

これをもちまして、第3回生活環境保全のための新たな対応策検討会議を終了させていただきます。委員の皆様方には、長時間にわたり、大変ありがとうございました。